

第47回（平成29年10月27日）

○的井総務課長 本日はマイクの調子が悪うございまして、少し小さな、コンパクトな形で、マイクも委員長と説明者になってしまうのですけれども、大変恐れ入りますが、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は加藤委員、大滝委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長をお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第47回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つです。

議題1、平成28年度個人情報の保護に関する法律の施行状況の概要（案）について、及び議題2、平成29年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績（案）については、関連する内容になりますので、事務局から双方について説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、平成28年度個人情報の保護に関する法律の施行状況の概要（案）について、御説明させていただきます。お手元に資料1-1と資料1-2がございますが、資料1-1が資料1-2をまとめたものになります。本日は、こちらの資料1-1を御説明させていただきます。

平成28年度施行状況調査についてですが、平成28年度施行状況調査については、昨年度と同様の調査内容について、関係省庁に報告を求め、取りまとめております。ただし、個人情報保護法が平成29年5月30日に全面施行されたことを踏まえ、調査対象期間は平成28年4月1日から平成29年5月29日までとしております。

なお、改正個人情報保護法の全面施行により、施行状況の公表に関する規定は廃止されますので、年次報告により公表することとなります。

個人情報の保護に関する施行状況の概要について御説明させていただきます。こちらは「第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況」についてです。○の1つ目、平成28年度における施行状況調査時期のガイドラインの状況についてですが、各省庁が定めていたガイドラインについては、委員会ガイドラインに一元化されております。○の2つ目、個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況は、勧告が0件、助言が0件、報告の徴収が6件となっております。○の3つ目、平成29年5月29日現在、主務大臣が認定した認定個人情報保護団体数は45団体となっております。○の4つ目、改正個人情報保護法等の全面施行に向けた準備に係る取組状況。こちらは個人情報の保護に関する基本方針の変更、個人情報保護法に関する政令・委員会規則の整備、個人情報保護法に関するガイドライン等の整備等の取組に関する記載を掲載しております。

続いて、2ページ目になります。「第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況」についてです。○の1つ目、地方公共団体及び国民生活センターに寄せられた個人情報に関する苦情相談の件数は4,382件となります。○の2つ目、事業者が公表した個人情

報の漏えい事案件数は263件となります。○の3つ目、認定個人情報保護団体の取組として実施した苦情の処理等は457件となっております。

「第3章 法施行後12年間（平成17～28年度）の施行状況の傾向」についてです。○の1つ目、個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の傾向につきましては、3ページ目に掲載しております図2にまとめております。平成17年度から平成28年度の12年間で8件の勧告、326件の報告徴収、3件の助言を実施しております。図2の傾向を見ていただきますと、報告の徴収の各年度件数につきましては、全体として法施行以降減少していることがわかります。○の2つ目、個人情報に関する苦情相談の件数については、同じく3ページ目の図3にまとめております。個人情報に関する苦情相談件数は、近年は若干の増加傾向にありましたが、全体として法施行以降は減少していることがわかります。

以上になります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

事務局、引き続き説明をお願いします。

○事務局 それでは、引き続きまして、平成29年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績(案)について御説明させていただきます。資料は2-1と2-2でございます。昨年度に引き続き、平成29年度上半期の委員会の活動実績の案をまとめておりますので、委員会で御了承をいただければ、準備が整い次第公表したいと考えております。

資料については、2-1をご覧くださいと思います。全体として大きく4項目ございます。「Ⅰ 個人情報保護法に関する事務」、「Ⅱ マイナンバー法に関する事務」、「Ⅲ 国際協力」、「Ⅳ 広報・啓発」の項目立てとしております。

まず「Ⅰ 個人情報保護法に関する事務」でございますが、今年は全体としまして、5月30日の改正個人情報保護法の施行が非常に大きな流れでございましたので、まずはその円滑な施行に向けた取組ということで、挙げさせていただいております。具体的には4点ほどございまして、1点目は、今年4月に医療介護関連分野などのガイダンスを公表しております。具体的なこの分野における個人情報の取扱いについて示したものでございます。2点目は、4月に認定個人情報保護団体の認定を受ける際の基準などを定めた指針の公表を行っております。3点目、オプトアウト手続により個人データを第三者提供する場合の届出につきまして、改正個人情報保護法の中で義務付けられたところであり、この届出を9月30日現在で105件受け付けているところでございます。4点目が改正法の周知・広報のための講演への講師の派遣などございまして、こちらは9月30日現在で計63回派遣をしております。3,600名ほどの参加者がいるということでございました。

次に、改正個人情報保護法に基づく一元的な監督等でございます。1点目の個人情報保護法に関する相談の受付につきましては、個人情報保護法相談ダイヤルで個人情報保護法に関する質問、相談を受け付けております。下の青い丸に数字が入っておりますけれども、上半期だけで1万4,309件ということで、昨年度同時期に比べまして4倍近くに増えており、改正個人情報保護法の施行の関係のお尋ねなども多かったと考えております。

次に、個人データの漏えい等事案の報告の受付件数でございますが、こちらも下の丸にありますとおり、上半期に290件ございました。内容としましては、書類ですとかデータの誤送付とか紛失などによるものがあつたというふうに伺っております。このような事案につきまして、報告徴収を2件、指導・助言を116件ほど行ってございます。こちらの内容につきましては、例えば漏えい等の事案につきまして、再発防止策の策定に関する助言などを行ったといったものでございました。

次に、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用につきましては、官民データ活用推進基本計画の内容などを踏まえまして、個人情報や匿名加工情報の具体的な取扱いなどについて、事業者からの相談を相談ダイヤルで受け付けております。また、匿名加工情報につきましては、その安全管理措置ですとか苦情処理の方法につきまして、公表するように改正個人情報保護法の中で努力義務が課せられたところであり、9月30日現在で80社以上が公表していると把握しておるところでございます。

次に「Ⅱ マイナンバー法に関する事務」でございます。マイナンバーの苦情あつせん相談窓口で受け付けた相談の件数につきましては、552件でございます。この中でも相談として多かつたものは、マイナンバーを事業者で取り扱う際の事業者から寄せられた御相談といったものでございました。

次に、漏えい等に関する報告につきましては、こちらも総件数が273件、うち重大な事態が3件ということで、全体の数としましては、昨年度同時期よりも大分増えているといった状況でございます。また、漏えい等事案の中で特に多かつたものとしたしましては、特別徴収の税額通知の決定通知書の誤送付によるものが152件ほどございまして、こちらがかなり多かつたという状況でございます。

次に「Ⅲ 国際協力」でございます。こちらにつきましては、9月のデータ保護プライバシー・コミッショナー国際会議におきまして、個人情報保護委員会が正式なメンバーとして承認されたということもあり、それぞれアメリカ、EU、英国との間で関係機関との協力関係を推進しているという状況でございます。具体的には、アメリカとの間では、CBPRシステムの促進を進めておきまして、9月のコミッショナー会議においてはAPEC CBPRシステムに関するワークショップを開催し、議論を行ったところでございます。

EUとの間では、7月に安倍総理大臣とユンカー欧州委員会委員長との間で共同宣言が発出されておきまして、来年の早い段階で日EU間の相互の円滑な個人データの移転を図る枠組みの構築を進めるということで合意をしております。

英国との間でも、EU離脱後も相互に円滑な個人データの移転が可能となるよう、対話を進めているという状況でございます。

最後に「Ⅳ 広報・啓発」についてでございます。改正個人情報保護法の全面施行に合わせまして、先ほど申し上げた講演会への講師派遣などのほかにも、中小企業ですとか子供向けのわかりやすく個人情報保護法を解説したハンドブックなどを作成して、ウェブサ

イトに掲載しております。また、マイナンバー法につきましても、立入検査などを通じて把握した指摘事例や好事例についてまとめたものをホームページなどに公表、掲載するといった形で周知を図っているという状態でございます。

説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 御報告ありがとうございます。

議題1の平成28年、議題2の平成29年上半期ということですが、やはりこの中で一番大きく目立つというかわかりやすくメルクマールの数字が違ふのは、監督権限の一元化に伴って個人情報の取扱いに関する指導・助言の件数が著しく大きくなったということでしょう。

改正法が全面施行されたことによる一番の大きな我々のテーマというか主題は、監督権限の一元化というところですが、その意味でも、これだけの数字が出ているということは、委員会が積極的に監督活動を行った結果であるということですし、それは私どもがその存在意義を大きく内外に知らしめる役割の大きな一つだと考えます。引き続き、しっかり取り組んでいっていただきたいと思ひます。

もう一件、個人情報保護法の相談ダイヤルの受付件数も非常に大きくて、去年は全国の消費生活センター等で受け付けて1,400件ぐらひだったのに、今回、我々のこの窓口だけで1万4,000件ということで、それはやはり全国の事業者、個人、消費者の関心が非常に高まって、改正の直前に問い合わせが非常に多かつたということなのですが、それが一応過ぎた現状においても、1日100件以上の御相談が寄せられているということなので、そこで窓口が適切に回答して、皆さんに正しい理解をしていただいているという、非常に重要な役割を果たしていると思ひています。その部分がさらにあっせんの25件という数値としても出てきているのではないかと思ひておりますので、これからも積極的に進めていっていただきたいと思ひます。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 私からは国際協力について述べさせていただきます。今年度の上半期に入りまして、コミッショナー会議の正式なメンバーになったということがまず一つあります。それと、EUや英国との対話など、データの保護という点に関する国際協力への取組が非常に進展したのではないかと思ひています。次の年次報告では、さらなる進捗が報告できるように、下半期もしっかりとやっていきたいと考えております。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 御報告ありがとうございました。私からは、活動実績のところの広報・啓発活動についてなのですが、そもそも個人情報保護法は事業者サイドを規制する法律ではあるわけですが、もちろん消費者側、利用者サイドの理解も不可欠だと考えます。引き続き、個人情報保護法に対する国民の理解が広く行き渡るまで、理解が一層深まるようなコンテンツづくりに創意工夫を凝らしながら継続的な広報活動を強化していくことが必要であると考えます。

○堀部委員長 ほかにかがででしょうか。

平成29年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績は、5月30日に全面施行という委員会にとっても節目と言うべき時期までのものをまとめたものでありまして、これを踏まえながら個人情報の適正な取扱いに今後も一層努めていきたいと思っております。

議題1、議題2につきましては以上で終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○堀部委員長 次に議題3、その他です。

委員の海外渡航承認につきまして、加藤委員が10月31日から11月5日までアメリカに、委員会用務外で渡航されるとのことです。この海外渡航について承認してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございました。

それでは、海外渡航については承認されました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備ができ次第、委員会のホームページで公表したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして、的井総務課長から説明をお願いいたします。

○的井総務課長 次回でございますが、11月28日火曜日の10時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取扱いをさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。